

【基山町教育委員会】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」

(令和3年1月)等を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す。

具体的には、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを通じて、1人1人の多様な状況やニーズに応じた学びを保障する。また、クラウドを活用して、いつでもどこにいても学びを広げたり深めたりできる環境整備を進めていく。

2. GIGA第1期の総括

(1) 現状

本町では、コロナ禍に伴う国のGIGAスクール構想に基づく整備が加速化する中、令和2年度に町立小中学校の全児童生徒に対する1人1台端末の整備を完了した。ネットワーク整備については、ネットワークアセスメントを令和4年度に実施して不具合の原因を明らかにし、ネットワーク環境改善に向けた対応を行った。また、1人1台端末活用の推進のために、教職員対象の研修やICT部会を通じて情報発信を行ってきた。

(2) 課題

- ・一部の特別教室等で、インターネット通信の速度が遅くなったり、通信が一時的に途切れたりする現象が起きている。
- ・端末の利用頻度、理解度において、学校間の差、教職員間の差がある。
- ・家庭での端末の活用が十分に進んでいない。

(3) 解決策

- ・ネットワーク整備について、古くなっている機械（AP等）を計画的に更新し、速度遅延等が起きないように整備を行う。
- ・学校種を超えて全ての学校代表が参加するICT部会において、ICTを活用した指導法や校務DXの改善についての情報が共有されている。好事例については、全教員に情報共有をし、端末活用に活かす。
- ・デジタルAIドリル等の活用や、授業動画配信サイトを利用することで、家庭での端末活用率を上げていく。

3. 1人1台端末の利活用方策

(1) 課題

- ・前述した GIGA 1 期の総括にて定義した課題については、現状においても同様であり、継続した改善が必要である。
- ・小中ともに、「児童生徒がやり取りする場面」での活用が浸透しきれていない現状がある。
- ・「希望する不登校児童生徒への支援」においては、教育支援センター「まいるーむ」を利用している児童生徒が、週に 1 回程度オンライン学習を受講できているが、「まいるーむ」を利用していない児童生徒の十分な支援が進んでいない状況である。
- ・「希望する児童生徒への端末を活用した教育相談」においては、学習 e ポータルを活用した、児童生徒の心身の状況把握を始めたが、全児童生徒には浸透しきれていない。
- ・「外国人児童生徒に対する学習活動等の支援」においては、1人1台端末やデジタルツールの活用が重要である。そのため、いつでも支援が可能な体制を整えておく必要がある。
- ・「障害のある児童生徒や病気療養児、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じた支援」においては、一部の学校では1人1台端末を利用した支援が進んでいない状況である。

(2) 解決策

端末の利活用の前提として、端末の整備・更新により、児童生徒向けの1人1台端末環境を継続して整備する。今後、1人1台端末をより積極的に活用し、個別最適・協働的な学びを充実させるために、家庭での端末の利用促進や自分の特性や理解度・進度に合わせた課題に取り組める指導方法の充実を図っていく。また、クラウド上で教職員と児童生徒がやり取りすること、児童生徒同士がお互いの学びを共有し、さらなる協働の学びを進めること、その成果を発表・表現することを目指す。そのために、以下のことを行う。

- ・教職員向けにクラウドを活用する研修を通して、共同編集や他者参照の学びを教員が実際に体験し、デジタルを使った授業を行うことで、個別最適な学び、協働的な学びを実現できるようにする
- ・1人1台端末やデジタルツールの活用について、教職員向けの研修を行い、利用における好事例の情報発信を行うことで、利用促進を行っていく。
- ・ICT 部会と ICT 支援員との連携、情報共有を深め、各学校の端末活用推進に取り組む。

- ・情報活用能力を診断し、個別最適な1人1台端末やクラウド活用力向上を図っていく。
- ・「希望する不登校児童生徒への支援」、「希望する児童生徒への端末を活用した教育相談」、「外国人児童生徒に対する学習活動等の支援」、「障害のある児童生徒や病気療養児、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じた支援」において、教職員向けの研修を行ったり、ICT部会を通じた情報共有を幅広く行ったりする。
- ・「希望する不登校児童生徒への支援」、「希望する児童生徒への端末を活用した教育相談」、「外国人児童生徒に対する学習活動等の支援」、「障害のある児童生徒や病気療養児、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じた支援」において、学校訪問の際に、十分な支援を行えているかどうかを随時確認し、必要に応じて各学校に応じた追加策の検討・実施を行うよう取り組む。
- ・端末を利用した「心の健康観察」について、活用を浸透させ、児童生徒の心身の状況把握や教育相談を行い、適切な支援につなげる。
- ・「外国人児童生徒に対する学習活動等の支援」が発生した場合は適切に対応する。
- ・全国学力・学習状況調査等において、1人1台端末を活用した学びの保障が進んでいるかの状況を把握し、推進していく。